

社会福祉法人中江報徳園理事・監事・評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人中江報徳園定款第8条及び第22条の規定に基づき、理事及び監事並びに評議員に対して支給する報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(金額)

第2条 前条に規定する報酬金額は、役員会（理事会を含む。）及び評議員会出席並びに監事監査出席及び鹿児島市指導監査等立会については、15,000円とする。ただし、鹿児島市内で開催される研修会等出席については、5,000円とする。

(支給報酬金額)

第3条 支給する報酬金額については、「給与所得の源泉徴収税額表」による源泉徴収所得税控除後の金額とする。

2 理事・監事の報酬は、各年度の総額が2,000,000円を超えない範囲で支給する

(適用除外)

第4条 理事長及び法人の職員を兼務する理事には、この規程を適用しない。

(費用弁償)

第5条 第2条に規定する出席及び立会に伴う旅費は、支給しないものとする。ただし、理事、監事、評議員が、居住地外の市町村に出張する際は、職員旅費規程を準用することとし、車賃等については、施設長の額と同等の取扱いとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。